

法令適用事前確認手続 照会書

平成23年 4月20日

法務省
大臣官房司法法制部
審査監督課長 殿

[Redacted]

下記について照会します。

なお、照会及び回答内容（下記6において照会者名の公表を希望する場合は、照会者名を含む。）が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条

2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為

当社は貸金業者 [Redacted] であるが、今般、探偵業の届出を出して探偵業者として探偵業務を行うことを検討している。

当社従業員が探偵業者として委託元の顧客宅を訪問し、探偵業務の付随業務として当該顧客に文書（お知らせ）を手渡す行為。当該行為の詳細は、別紙1「個別具体的な行為の詳細」のとおりである。

3 上記1の法令（条項）の適用に対する照会者の見解及びその根拠

文書（お知らせ）の内容は、別紙2の通り、督促等の文面ではなく、単に書面にて当社の伝言を伝える内容であって、探偵業者が探偵業務の付随業務として委託元の顧客に当該文書を手渡す行為は、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の適用を受けることはない。なお、別紙3「債権管理回収業に関する特別措置法の適用に対する照会者の見解及びその根拠」に詳細を纏めているので、参照されたい。

4 公表の延期の希望（※ 本項については、希望がない場合は記載する必要はありません。）

(1) 理由

(2) 公表可能時期

5 口頭による回答の可否（※ 口頭の場合、書面による場合より迅速な回答が可能です。）

否

6 照会者名の公表を 希望しません

7 連絡先

(1) 郵便番号 [Redacted]

(2) 住 所 [Redacted]

(3) 照会者名（担当者名） [Redacted]

(4) 電話番号・FAX番号 [Redacted]

(5) 電子メールアドレス [Redacted]

個別具体的行為の詳細

第1 当社の概要

- 商号： [REDACTED]
本店： [REDACTED]
設立： [REDACTED]
資本金： [REDACTED]
社員数： [REDACTED]
事業内容： ①総合金融業（事業者向け貸付・消費者向け貸付・信用保証業務・債権買取業務）
登録番号： [REDACTED]
②宅地建物取引業（宅地建物取引業者免許 [REDACTED]）
③その他、付帯関連する一切の業務

第2 将来、当社自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

(1) 探偵業の届出

当社は、新規事業活動として、探偵業を営むことを当社取締役会で決議した。探偵業は公安委員会への届出をもって営業を開始できるものであり、現在、適正に届出を出すための準備を行っているところである。

(2) 探偵業務の内容

「探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。）」の第2条第1項によれば、探偵業務とは、「他人の依頼を受けて、特定人の所在又は行動についての情報であって当該依頼に係るものを収集することを目的として面接による聞き込み、尾行、張り込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い、その調査の結果を当該依頼者に報告する業務」と定義されている。

(3) 当社が行おうとする個別具体的な行為

① 探偵業務の受託先（予定）

当社が受託先として想定しているのは、以下の通りである。

- ・ 貸金業法に規定される「消費者金融会社」
- ・ 銀行法に規定される「銀行」
- ・ 債権管理回収業に関する特別措置法に規定される「債権回収会社」
- ・ 割賦販売法に基づき、割賦購入斡旋業者として登録されている「信販会社」
- ・ 音楽・映像ソフトレンタル事業を主たる事業とする民間企業
- ・ その他

② 当社が行おうとする探偵業務の内容

1. 上記①の受託先から委託されて、受託先の顧客宅を訪問し、住んでいるか等（表札の有無、郵便ポストや電気・ガス・水道の各メーターの状況など）の居住確認調査
2. 可能であれば、近隣住民への聞き込み調査
3. 顧客（調査対象者）在宅であれば、その者に対して文章（お知らせ）の手渡し、若しくは、顧客（調査対象者）不在で顧客（調査対象者）のご家族が在宅であれば、顧客（調査対象者）のご家族に対し、顧客（調査対象者）への文書（お知らせ）の手渡しを依頼し、承諾頂けた場合に限って顧客（調査対象者）のご家族に文書（お知らせ）の手渡し
又はポストへの投函：文章（お知らせ）については親展として封緘
4. 上記1.～3.の結果を受託先に報告

③ 法令の適用対象となるかどうかを事前に予め確認する個別具体的な行為

上記①に想定している受託先から探偵業務の委託を受けて行う②の業務、特に、3.について、法令の適用対象となるかどうかを事前に予め確認するものである。

債権管理回収業に関する特別措置法の適用に対する照会者の見解及びその根拠

第1 債権管理回収業とは

債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年十月十六日法律第百二十六号。以下「法」という。）第2条第2項によれば、「債権管理回収業」とは、「弁護士又は弁護士法人以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行う営業又は他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権の管理及び回収を行う営業をいう。」と定義されている。

第2 個別具体的行為と債権管理回収業

(1) 探偵業務の対象となる顧客

当社が受託先から委託されて探偵業務を行う対象の顧客（以下「対象顧客」という。）は、受託先が顧客に対し、何らかの債権を有しているが、顧客が自らの債務を履行せず、一定期間の延滞をしていたり、所在不明、あるいは連絡が取れない等の顧客である。そのような対象顧客の居住確認調査と調査結果の報告が、当社が行おうとする探偵業務の主要な業務である。

(2) 個別具体的行為

法の適用対象となるかどうかを事前に予め確認する個別具体的行為は、別紙1「個別具体的行為の詳細」に記載のとおり、探偵業務の付随業務として「顧客（調査対象者）在宅であれば、その者に対して文章（お知らせ）の手渡し、若しくは、顧客（調査対象者）不在で顧客（調査対象者）のご家族が在宅であれば、顧客（調査対象者）のご家族に対し、顧客（調査対象者）への文書（お知らせ）の手渡しを依頼し、承諾頂けた場合に限って顧客（調査対象者）のご家族に文書（お知らせ）の手渡し、又はポストへの投函：文章（お知らせ）については親展として封緘」する行為である。なお、「顧客（調査対象者）」は、「対象顧客」と同義である。

当該行為は、当社が探偵業の届出を出して、探偵業者である当社の従業員が対象顧客を訪問調査した際、対象顧客または対象顧客の家族等が在宅であれば別紙2「お知らせ」の通りの書面を当社で作成して封書で手渡しするものである。

(3) 対象顧客への個別具体的行為と債権管理回収業

① 受託先が有する債権が特定金銭債権以外の債権の場合

上述の第1から考えると、思うに、「債権管理回収業とは、委託を受けて又は他人から譲り受けて特定金銭債権の管理及び回収を行う営業である。」と考える。この見解に立てば、受託先が有する債権が特定金銭債権以外の債権であれば、対象顧客への個別具体的行為は法が定義する債権管理回収業に当たらず、法の適用対象とならないと考える。

この場合、対象顧客への個別具体的行為が適用対象になるかが問題となる法律は、弁護士法第72条、第73条であろうと思われる。

この点につき、判例等によると、弁護士でないものが報酬を得る目的で、たとえば、「債権の額について争いがあり債権者において取立て困難な状況にあったもの、債権の成立について争いがあり債権者において請求に困惑していたもの、債務者において支払を遅延し回収困難の状態にあったもの及びこげつき債権として回収困難の状態にあったもので、いずれも債権が通常の状態ではその満足ができないもの」（最一小決昭和37年10月4日刑集16巻10号1418頁の原審である福岡高判昭和36年11月17日刑集16巻10号1423頁で認定されている例）などの「法律事件」に関して、「債権者から債権の取立ての委任を受けて、その取立てのため、請求、弁済の受領、債務の免除等の諸種の行為をすること」（前記決定の対象となった事件について、一連の行為として適示されている例）など「法律事務」を取り扱うことが、弁護士法上禁止されているものとされる。

そこで、本事例が「法律事務」に該当するか否かを検討してみると、当社は債権の取立てを委任されたわけではなく探偵業務を委託されたのであって、探偵業務の付随業務として、単に当社の伝言を伝えるために文書（お知らせ）を手渡す行為を行うにとどまり、当該行為は、裁判外の任意交渉や債権の取立て行為、あるいは、請求などではないのであるから、「法律事務」には該当しないと考えられる。

したがって、対象顧客への個別具体的行為には弁護士法第72条、第73条についても適用は

ないと考える。

② 受託先が有する債権が特定金銭債権の場合

本事例の場合、対象顧客への個別具体的な行為が法に定義される「債権管理回収業」の債権の管理や回収の行為に該当するか否かが問題になるうかと考えられる。

具体的には、まず、個別具体的な行為を精査する必要がある。個別具体的な行為の更なる詳細は次のとおりである。

1. 居住確認のため、呼び出しブザー等を鳴らす。呼び出しブザー等が無い場合はドアをロックして、顧客またはその家族等の応答を待つ。
2. 応答が無い場合は、ポストに文書（お知らせ）を投函する。
3. 対象顧客本人が応答した場合、対象顧客に対し、本人確認（氏名等の確認）を行ったうえで、対象顧客本人から文書（お知らせ）を受け取る時の承諾を得たときのみ、文書（お知らせ）を手渡す。
4. 対象顧客の家族等が応答した場合、対象顧客本人が居住しているが今は不在であることを確認のうえ、応答した対象顧客の家族等に文書（お知らせ）の手渡しを依頼し、承諾を得た場合に限って、文書（お知らせ）を手渡す。

次に、債権の「管理」と「回収」とは具体的にどのような行為を指すかであるかは、逐条解説サービサー法（法務省大臣官房審議官黒川弘務[著]）によれば、以下のとおりである。

すなわち、債権管理回収業における「管理」とは、つなぎ融資の斡旋、保全処分（仮差押え、仮処分）、時効中断のための諸措置（督促等）、保証人や担保の設定を要求する行為、債権の内容・条件の変更などが含まれる。

サービサーが、特定金銭債権について、債務者と交渉して一括返済を分割返済に変更したり、支払期日を変更したりなどの条件変更を行うこと（いわゆるリスケジュールリング）は特定金銭債権の「管理」に含まれる。

「回収」とは、経済的に満足を得る行為であって、請求、弁済の受領、代物弁済契約・受領、担保権に基づく競売申立て、債務名義を取得するための訴訟提起、強制執行等の申立てなどの法律行為のほかに、弁済契約書の徴求などの事実行為も含まれると解される。

なお、同様に、同書によれば、「法律事件」とは、法律上の権利義務に関して争いや疑義があり、または、新たな権利義務関係の発生する案件をいうものと解され、「法律事務」とは、弁護士法第72条に規定する「鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務」と同義であって、「その他の法律事務」とは、（一般的に法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、または、権利義務関係の発生する案件について）法律上の効果を発生、変更する事項の処理をいうものとされる（参考判例：東京高判昭和39年9月29日高刑集17巻6号597頁など）。

この解説を念頭に、上記の1.～4.の対象顧客への個別具体的な行為を考察した場合、別紙2「お知らせ」のとおり、文書（お知らせ）は債権回収や債務の支払い請求を趣旨とした督促文書ではないので、時効中断のための諸措置（督促等）に当たらず、また、連絡を促す文書を手渡したからといって、当該行為が直ちに法的な意味を持つようなことはないし、その他の法律行為や事実行為には該当しないと考えられる。

したがって、本事例における対象顧客への個別具体的な行為、すなわち、文書（お知らせ）を手渡す行為は、法に定義される「債権管理回収業」の債権の管理や回収の行為に該当しないものと解する。

第3 結論

第1、第2で述べたとおり、対象顧客への個別具体的な行為は、法に定義されている債権の「管理」「回収」に該当するものではなく、法の適用対象にはならないものと考えられる。

なお、当社が調べたところ、当社が行おうとする対象顧客への個別具体的な行為と同様の行為をすでに行っている既存の探偵業者が複数社存在することを確認している。また、本件の探偵業務を新規事業活動として営業開始するにあたって、当社が行おうとする対象顧客への個別具体的な行為を含めて全業務においてマニュアルを作成して従業員の教育と管理を徹底し、債権の「管理」や「回収」にあたる行為は一切排除する。仮に、対象顧客やその家族等から弁済の申出等を受けても一切受け付けないし、それに関して万が一トラブルが発生しても適法に対処する体制を整える。

以上